

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>323点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>528点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>398点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(8)～(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>325点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>530点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>400点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(8)～(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。